

森づくり推進課様

㈱キリシマが林地開発許可を受けております、太陽光発電所の防災対策会議が開催されることになりました。その会合で確認したいことがあります。あらかじめお伝えしておきますので御準備をお願い致します。出来ましたら文書提示いただけたらありがたいです。

当事業について平成 27 年 1 月 29 日付けで変更申請が許可されております。

1. 許認可、契約状況は以下のような状況であり、当事業の工事、事業運営上の災害発生責任はどの事業者が担うのか、住民には理解が難しい状況です。県の認識をお聞かせください。

- ① 地域政策課の土地利用承認を受けたのは株式会社キリシマです。
- ② 森づくり推進課の林地開発承認を受けたのは株式会社キリシマです。
- ③ 建設を進めていますのは株式会社東京エネシスです。
- ④ 現地の土地所有者は国分殖産住宅株式会社です。
- ⑤ 現地は地上権設定者が国分殖産住宅株式会社、地上権者が SolariantPortfolioTwo 合同会社として地上権設定契約が締結されています。
- ⑥ その契約書には太陽光発電事業の実施者は SolariantPortfolioTwo 合同会社となっております。
- ⑦ 霧島市は県の土地利用対策要綱に基づく協定書を以下の法人と締結しております。
協定者 株式会社キリシマ
協定者 SolariantPortfolioTwo 合同会社
保証人 鎌田建設株式会社
保証人 株式会社 東京エネシス

2. 鹿児島県は株式会社キリシマの提出した土地利用協議書、林地開発変更許可申請書に基づいて許可をされました。当然、防災施設の構造等について十分な検討をされたと考察いたします。ところが平成 28 年 5 月 10 日、最大時間雨量 36 ミリメートルの雨で現場は悲惨な状況となりました。環境林務部長は 6 月県議会で『施工中の雨水対策が不十分だったことが原因』とし、土砂崩れを防ぐ芝張りが一部未施工、土のうの設置不足を指摘したとの新聞報道がありました。これらの件についてお答え願います。

- ① 県が承認した案件で災害が発生しました。県の責任をどのようにお考えですか？
- ② 県は 5 月 10 日の災害は設計がまずかったのか、施工がまずかったのか、どのようにお考えですか？
- ③ 設計図に芝張りの記載がありましたか？
- ④ 当初、設計を行ったのは霧島エンジニアリング㈱です。東京エネシスは霧島エンジニアリング㈱との設計契約を破棄したと聞きます。この事に妥当性はありますか？
- ⑤ 東京エネシスは住民説明会でシラス地の十分な施工経験があると説明しました。平成 28 年 5 月 10 日の災害後、現地責任者はシラス地の施工経験は無いと住民に伝えました。この事実をどのように思われますか？
- ⑥ 5 月 24 日、霧島総合支所での会合で県の技術者が『われわれはシラスの豊富なノウハウがある、今後は適切に指導する』との発言がありました。住民は事故が発生してから

の後追い行政に不信感を持っています。申請書の審査段階で設計がまずいとの御認識はお持ちになりませんでしたか？

- ⑦ 業者は県の指導に従い、芝張り、仮沈砂池の設置、土のうの設置などを実施しました。しかしながら芝は根付いておらず、仮沈砂池が破壊されたり、調整池の土砂撤去は4ヶ月以上を要しました。シラスの上に芝をおいただけの状態ではパネル工事の再開を容認されたと聞きました。地元住民の了解無しには工事の再開をしないとの約束が守られず、パネル設置工事が再開され、その後パネルの下の芝が流出する事態となっています。県のお考えをお聞かせ下さい。

以上、よろしくお願い致します。

霧島市議会議員 中村満雄
携帯：080-8500-0803